

Business Certificate news

No.: TCCI-0025

Date: 2012年4月3日

ーシンガポール向け静岡県産緑茶製品に対するサイン証明に関するお知らせー

現在、原発事故に伴う各国の輸入規制を受けて、日本からシンガポールへの食品関係の輸出では、日本政府作成の証明書(都道府県等が発行)、または、日本の商工会議所のサイン証明による産地証明書が求められております。(2011年8月12付 Business Certificate news 参照)

さらに、シンガポール政府は、輸入時にサンプル検査を行い、放射性物質が検出された場合は、たとえ、その数値がコーデックスの基準値を下回っても、シップバックする対応をとっています。

このたび、シンガポール向けに輸出された静岡県産の緑茶について、現地での放射線検査の結果、シップバックされる事例が発生しました。

本事例の発生を受け、農林水産省から日本商工会議所に、シップバックを回避するため、静岡県産の緑茶製品については、静岡県に産地証明を申請するよう周知依頼がありました。

そこで、東京商工会議所としましては、静岡県産の緑茶製品の輸出に際しては、静岡県にご相談いただき、産地証明書を申請されることをお勧めいたします。

なお、東京商工会議所では、シンガポール向けのサイン証明による産地証明書は、今回のお知らせにかかわらず、これまで通り、発給しておりますことを申し添えます。

【静岡県の問い合わせ先】

静岡県経済産業部振興局マーケティング推進課

TEL:054-221-2808